



丹篠教子第 45 号
令和 5 年 6 月 6 日

丹波篠山市監査委員 酒井 加世子 様

丹波篠山市監査委員 隅田 雅春 様

丹波篠山市教育長 丹 後 政 俊



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
こども未来部（子育て企画課）
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和3年9月1日～令和4年1月26日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和4年1月26日 監査結果報告
対象監査	令和3年度 定期監査
対象部署等	こども未来部 子育て企画課（前担当：保健福祉部 社会福祉課）
対象事項	（意見）①遊具設置事業の実施について
指摘等内容	<p>市内で安心して子どもたちがのびのびと遊べる環境を整備するため、令和3年度よりまちづくり協議会（旧小学校区）の地区ごとに屋外遊具を設置する事業が進められているが、市内には市が管理する公園や各自治会の公民館などに遊具が設置されているところもあり、自治会等が行う遊具等の設置に要する費用の一部を補助する制度もある。</p> <p>子育て施策として遊具を設置することは理解できるが、限られた予算を有効で効率的に活用するために、アンケートなどによるニーズや実態の調査を行い、新設だけでなく既存施設の拡充など市内全体の遊具設置状況や利用見込みなどを考慮して場所の選定を行い、遊具等設置事業補助金との整合性を図り、実施要項を策定したうえで事業を進めること。</p> <p>一方で、遊具の設置場所が十分にPRされていない現状がある。毎年発行されている子育てガイドブック「ささっすくすくガイド」には遊び場所などが紹介されているので、要望に応えるだけでなく遊具の設置場所を広く周知することに注力されたい。</p>
改善措置通知日	令和 5年 6月 6日 改善措置通知
改善措置内容	<p>【令和4年5月11日改善措置通知以降の改善措置内容】</p> <p>「おいでよささっすく遊具設置事業」のPRと遊具設置場所のPRに努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長会及びまちづくり協議会へ事業の案内チラシ配布や説明を実施。 ・市ホームページにおいて事業内容を掲載。 ・子育て支援パンフレットに事業を掲載し、令和4年7月に全戸配布。 ・市広報、市ホームページ、市公式ラインにおいて、遊具が設置された際に設置場所や遊具について掲載。 ・遊具設置完成式の際に記者発表（資料配布）し、取材いただいた新聞社において掲載いただき、情報の発信に繋げた。 ・2023年度版「ささっすくすくガイド」に令和4年度末までに設置が完了してる7か所について遊具設置場所を掲載し、子育て世代へ配布するとともに、同ガイドの電子版についても市ホームページに掲載。
改善措置公表日	令和 5年 6月 6日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。